

保護者 様

令和3年4月23日

大阪市立九条北小学校  
校長 吉岡 美由紀

## 緊急事態宣言下における本校の対応について

保護者のみなさまには平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

本校では、緊急事態宣言発出の際には、大阪市教育委員会の指示のもと、下記の通り家庭での学習と学校での学習を行ってまいります。ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 期間

緊急事態宣言の期間中

#### 2 時程

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 1、2時限目 | 家庭にて、プリント学習（ICTを活用した学習も含む） |
| 3、4時限目 | 学校にて、家庭で学習した内容を深める指導など     |
| 給食     |                            |
| 5、6時限目 | 家庭にて、プリント学習（ICTを活用した学習も含む） |

#### 3 登下校について

- 登校時間 10:10～10:30  
集団登校は行いません。  
全員正門からの登校になります。
- 下校時刻 13:30ごろ

#### 4 持ち物等について

次の日の持ち物、時間割については、担任より連絡します。

#### 5 留意事項

※ ご家庭で児童の監護ができない場合や児童に留守番させることが困難な場合等は、学校に相談してください。教室で課題を行います。

登校の予定につきましては、別紙お手紙にてご回答ください。

4月26日（月）の登校については、保護者メールにて状況をお尋ねします。

※ 当日の急な欠席のご連絡は、8:00～8:25 にお願ひします。

- ※ 児童いきいき放課後事業は14：30からの予定です。
- ※ 児童いきいき放課後事業へ参加する児童は、給食後に下校せず、いきいき活動開始までは学校で課題を行います。
- ※ 以下の症状等の場合は、必ず学校へご連絡ください。  
(欠席ではなく、出席停止の扱いとなります。)

○発熱（37.5度前後）・咳などのかぜの症状がみられる場合 発熱（体温が平熱より1度程度より高い場合等）、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・腹痛・下痢などの症状がある、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合は、家庭で休養してください。 また、医療機関を受診した場合は、医師が指示する期間まで家庭で休養してください。なお、医療機関を受診しなかった場合は、症状が治っても、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。
○お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合
○お子様の同居家族がPCR検査、抗原検査を受検することとなった場合
○同居家族に、次の新型コロナウイルス感染症を疑い、かかりつけ医療機関等に相談すべき症状が見られる場合
○感染拡大への不安により登校できない場合

時程表

	家庭学習（9:00～9:45）
	登校時間（10：10～10：30）
10:30	朝の会 ※健康観察等
10:45	第3校時（10:45～11:30）
11:30	手洗いタイム・休み時間（10分間）
11:40	第4校時（11:40～12:25）
12:25	給食
13:15	片付け・簡易清掃・終わりの会
13:30	13：30下校 または、いきいき活動へ
	第5校時（13:50～14:35）家庭学習
	第6校時（14:45～15:30）家庭学習